

マーチング大会運営に関する申し合わせ事項

平成27年4月25日改訂

警報発令に対する対処は以下の通りとする

- 1 愛知県に暴風警報が発令されており、出演者に危険が及ぶ可能性のある場合は、開催時間の変更や開催中止をする場合がある。
- 2 上記1により開催できない場合、暴風警報解除後の対応は原則として以下の通りとする。
 - ① 11時までに解除された場合・・・予定通り実施（場踏みはできない場合もある）
 - ② 11時～13時までに解除された場合・・・時間を変更して実施（場踏みなし）
 - ③ 13時まで解除されない場合・・・当日の開催は中止とし、別途定める日に大会を開催する
※会場借用時間・審査員の残留可能時間・各団体の参加可能・大会の終了時刻などを考慮し大会運営が可能かどうか判断する。開催時間が変更になった場合は、出場順の変更など考慮する。その場合は、前もって参加団体に周知徹底する。
- 3 上記①・②のような形で大会を開催したことにより、参加しない事になった団体については棄権として取り扱う。
- 4 以上の緊急時の判断は実行委員長（県理事長）が行う。
- 5 その他
 - ・愛知県に避難指示・避難勧告が出ている場合も暴風警報に準じて判断をする。
※警報の発令が予想される場合は、申し込み用紙記載の緊急連絡先への連絡やホームページ等を用い参加団体に事前に連絡する。
 - ※後日大会を開催する場合、上位大会との日数（2週間前までに）を考え日時を設定する。この場合、審査員・会場などが当初のものと変更になることもある。
 - ※会場によっては、演奏・演技と審査のみ行い、一般の参観や出演者の参観ができないこともありうる。
 - ※このことはマーチング大会打ち合わせ会において参加団体に連絡する。

東海地震注意情報発令に対する対処は以下の通りとする

- 1 注意情報が発令されている間は、大会の開催はしない。
- 2 大会中に発令された場合は、直ちに大会を中止し、観客、出演者の安全な誘導を行う。
- 3 後の対応については、注意情報解除後に協議し参加団体に連絡する。
※ 会場で震度5強以上の地震が起こった場合は会場の指示により大会を中止する。

インフルエンザ等への対応は以下の通りとする

- 1 外出禁止・イベントの禁止などの指示が愛知県または愛知県教育委員会から出されている場合は中止とする。
- 2 1以外の場合は大会は開催する。出場については出場団体の責任者（校長等）の判断による。出場できなかった団体は棄権とみなす。

大会中止の場合の入場券の返券・返金について

天災および悪疫流行等による大会中止も含め、返券・返金は一切行わない